

区役所新庁舎整備位置に係る論点・視点（案）

論点・視点	主な内容
<p><参考> 地方自治法 第 4 条第 2 項</p>	<p>◎自治法において 次のとおり庁舎の位置について規定されています。 事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。</p>
<p><参考> 新潟市財産経営 推進計画</p>	<p>◎市の財産経営推進計画における公共施設に関する基本的な考え方は次のとおりです。 ①サービス機能をできるだけ維持しながら総量削減を検討（多機能・複合化を導入） ②活用すべき施設は適切な保全の実施により長寿命化を推進（耐震性があるものは 80 年程度使用） ③運営の効率化、維持修繕・更新費用の削減や平準化等により歳出を削減 ④活用しない土地・建物は、原則として売却により歳入を確保</p>
<p>1 防災拠点</p>	<p>◎防災拠点の役割や設置条件は次のとおりです。 （１）災害時の区役所の役割（新潟市地域防災計画より） ①応急対策活動の施設（指揮命令、情報伝達等の中枢拠点） ②災害復旧活動の施設（災害復旧計画に基づき、被災者援護、公共施設復旧等に係る業務） （２）安全性の確保（国交省「官庁施設の総合耐震計画基準」等を参考） ①地形等の自然条件で、地震や水害等の災害時でも人命の安全確保や必要な防災・行政機能の確保が図られること。 ②延焼等の危険がない十分なスペースがあり、危険な構造物に隣接しないこと。</p>
<p>2 利便性</p>	<p>◎将来的な行政サービスの形態、市民ニーズ、行政事務の効率化などを考慮して、総合的に利便性の高い位置が望まれます。 （１）公共交通 路線バス、住民バス、区バス、鉄道などの交通手段により、区民の利便性と行政機能の増進が図られること。 （２）道路形態 来庁者が安全かつ円滑に出入りができる構造の道路に接すること。（徒歩、マイカー） （３）アクセス 場所がわかりやすく、十分な駐車場の確保が可能なこと。（マイカー）</p>
<p>3 公平性</p>	<p>◎区民が受ける行政サービスの公平性に配慮した整備位置が望まれます。</p>
<p>4 経済性</p>	<p>◎コスト感覚を持った整備は、必要不可欠な要素です。 （１）イニシャルコスト 建築コストの節減が図られること。 （２）ランニングコスト 維持管理の効率性が高く、経費節減が図られること。 （３）費用対効果 費用対効果が十分図られる必要があります。</p>
<p>5 まちづくり （都市計画）</p>	<p>◎区の将来の姿を想定した整備が求められます。 （１）区役所庁舎整備とまちづくり ①都市機能の拠点で、庁舎周辺の土地利用に影響を与えることから、都市構造の中心的な位置が望まれます。 ②都市計画等の土地利用に関する計画と整合性が図られ、良好な市街地環境の形成に寄与すること。 ③周辺環境の保全に配慮した整備とすること。 （２）コンパクトシティ 人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。（コンパクトシティ・プラス・ネットワーク 国交省ホームページより）</p>
<p>6 現庁舎周辺 地域への影響</p>	<p>◎庁舎が移転することによる影響も考える必要があります。 （１）現庁舎の周辺商店街・経済に与える影響 （２）葛塚市街地在住区民に与える影響</p>